

# 後志広域連合 広域連合だより

第4号

平成24年3月発行  
後志広域連合  
〒044-8588  
虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
後志合同庁舎車庫棟2階  
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
ホームページ: <http://shiribeshi.org/>

## 平成24年第1回後志広域連合議会定例会開催

平成24年第1回後志広域連合議会定例会が2月28日倶知安町のホテル第一会館3階会議室で開催されました。

この定例会において、宮谷内広域連合長から平成24年度後志広域連合行政執行方針の説明が行われました。

提出案件については、平成23年度補正予算案、条例改正及び第2次後志広域連合広域計画等10件が、全て可決されました。

また、平成24年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の3予算案については、議員全員で構成する予算特別委員会が設置され、付託された3予算案の審査を行い全て可決されました。

広域計画については、平成19年4月に後志広域連合が発足してから5年が経過し、発足当初に策定した広域計画が平成23年度末をもって期間満了を迎えるため、計画の見直し作業を行い、パブリックコメントの実施や全員協議会のご意見等を踏まえ、広域計画策定会議の審議を経て、本定例会にて第2次後志広域連合広域計画（平成24年度～平成28年度）が可決決定されました。



- 【提出案件】
- ◇議案第1号 平成23年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号） . . . . . 原案可決
  - ◇議案第2号 平成23年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） . . . 原案可決
  - ◇議案第3号 平成23年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号） . . . . . 原案可決
  - ◇議案第4号 後志広域連合介護保険財政安定化交付金基金条例の制定について . . . . . 原案可決
  - ◇議案第5号 後志広域連合介護保険条例の一部改正について . . . . . 原案可決
  - ◇議案第6号 第2次後志広域連合広域計画の策定について . . . . . 原案可決
  - ◇議案第7号 平成24年度後志広域連合一般会計予算 . . . . . 原案可決
  - ◇議案第8号 平成24年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算 . . . . . 原案可決
  - ◇議案第9号 平成24年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算 . . . . . 原案可決
  - ◇議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について . . . . . 原案可決

## 平成24年第1回後志広域連合議会臨時会開催

平成24年第1回後志広域連合議会臨時会が1月18日倶知安町のホテル第一会館3階会議室で開催されました。

提出案件については、平成23年度補正予算案1件が可決されました。

- 【提出案件】
- ◇議案第1号 平成23年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号） . . . 原案可決



# 平成24年度後志広域連合 当初予算の概要

後志広域連合議会において、平成24年度の後志広域連合一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の各予算が可決されました。その概要をお知らせいたします。

一般会計、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計を合わせた予算総額は、138億5,007万6千円で、前年度比較をしますと0.7%、1億223万6千円の減額となっています。そのうち一般会計予算は7,097万円で前年と比較をしますと、11.8%、951万1千円の減額、国民健康保険事業特別会計予算は、85億9,159万5千円で、前年度と比較をしますと0.7%、5,912万5千円の増額、介護保険事業特別会計予算は、51億8,751万1千円で前年度と比較して2.8%、1億5,185万円の減額となっています。

(単位：千円)

会計区分	予算額
一般会計	70,970
国民健康保険事業特別会計	8,591,595
介護保険事業特別会計	5,187,511
合計	13,850,076

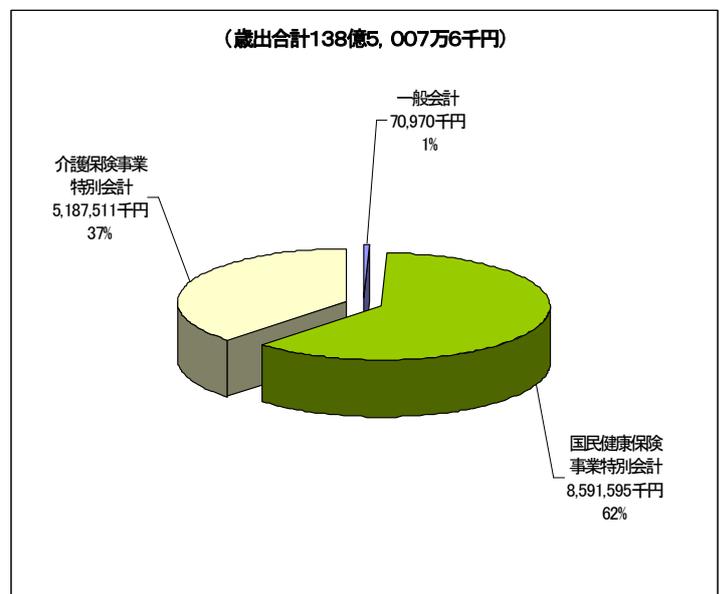
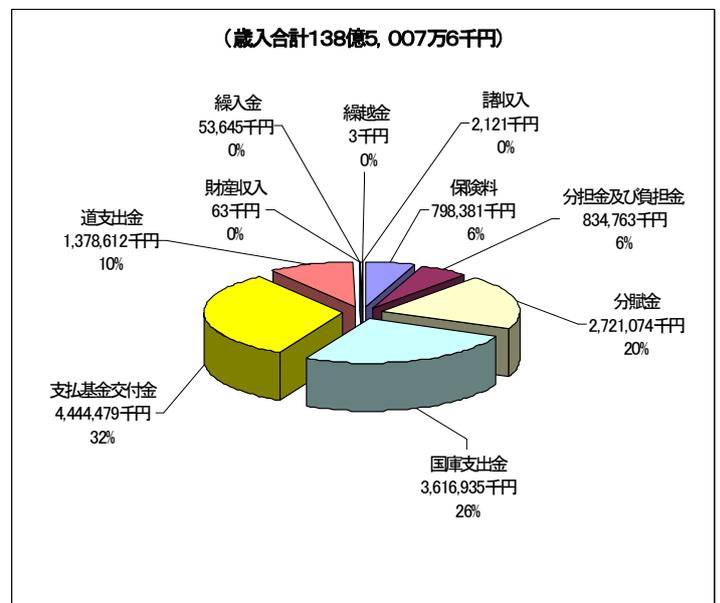
## 【関係町村の負担金の内訳】

関係町村の負担金の予算総額は、35億5,583万7千円となっています。会計別で見ますと、一般会計6,962万6千円、国民健康保険事業特別会計27億2,107万4千円、介護保険事業特別会計7億6,513万7千円となっています。

また、関係町村の負担金額会計別一覧については、下表のとおりとなります。

(単位：千円)

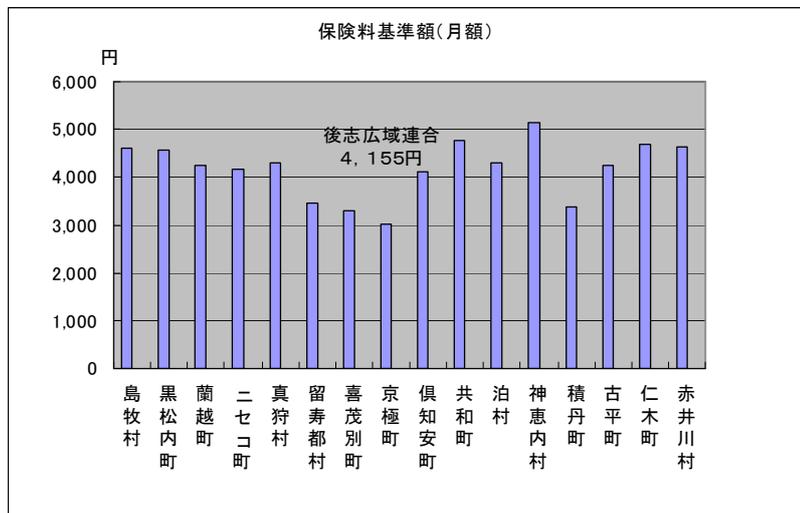
町村名	会計名			
	一般会計	国保会計	介護会計	合計
島牧村	3,457	85,818	36,082	125,357
黒松内町	4,212	98,931	46,834	149,977
蘭越町	5,782	229,528	73,998	309,308
ニセコ町	4,754	226,381	51,777	282,912
真狩村	3,476	129,763	29,263	162,502
留寿都村	3,817	101,715	21,571	127,103
喜茂別町	3,983	98,114	28,941	131,038
京極町	4,835	130,133	36,573	171,541
倶知安町	8,532	570,091	124,910	703,533
共和町	5,624	283,903	89,269	378,796
泊村	2,985	70,757	29,646	103,388
神恵内村	2,504	57,906	20,134	80,544
積丹町	4,059	162,909	43,008	209,976
古平町	4,431	209,780	58,414	272,625
仁木町	4,093	220,321	55,967	280,381
赤井川村	3,082	45,024	18,750	66,856
合計	69,626	2,721,074	765,137	3,555,837



## 【介護保険料について】

○65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

保険料は、3年毎に見直されることとなっており、3年間の介護給付に要する費用等の総額を推計して、基準額を算出し、所得に応じて設定されます。このたび、保険料が見直しされ、平成24年度から平成26年度までの関係町村の保険料基準額は、次のとおりです。第1号被保険者の保険料額は、前年の所得に応じて所得段階別に決まります。所得の低い人の負担が重ならないよう配慮されています。



	保険料基準額(月額)
島牧村	4,619円
黒松内町	4,552円
蘭越町	4,234円
ニセコ町	4,160円
真狩村	4,284円
留寿都村	3,465円
喜茂別町	3,296円
京極町	3,005円
倶知安町	4,120円
共和町	4,765円
泊村	4,304円
神恵内村	5,137円
積丹町	3,390円
古平町	4,232円
仁木町	4,695円
赤井川村	4,627円
後志広域連合	4,155円

## 【介護保険料の納め方について】

保険料の納め方は、年金から天引き（特別徴収）される場合と、納付書による納付（普通徴収）の2つに分かれます。どちらの納め方になるかは、老齢・退職（基礎）年金の受給額などで決まります。

### ■ 特別徴収（老齢・退職（基礎）年金から天引き）の場合

#### 【対象者】

- ・年金が年額18万円以上の方（月額1万5,000円以上の方）

※年金が年額18万円以上の方でも、次のようなときは年金から天引きできません。

- ・年度の途中で65歳になった方
- ・年度の途中で他の市町村から転入した方
- ・年度の途中で所得段階が下がった方
- ・年度の初め（4月1日）には年金を受給していなかった方

#### 【納め方】

- ・偶数月に支払われる年金から、2ヶ月分の介護保険料があらかじめ天引きされます。

○仮徴収と本徴収

仮徴収	4月	前年の所得などをもとに本年度の年額保険料が確定します。その年額保険料が確定するまでの期間は、前年度の保険料を基に暫定額を納めていただきます。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	決定した年間の保険料から、仮徴収分を差し引いた残額を10月、12月、2月の3期に分けて納めます。
	12月	
	2月	

### ■ 普通徴収（納付書による納付）の場合

#### 【対象者】

- ・年金が年額18万円未満の方（月額1万5,000円未満の方）

#### 【納め方】

- ・広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。納期は、7月（第1期）～翌年2月（第8期）となります。

お問い合わせ先：後志広域連合介護保険課

TEL 0136-55-8013

# 国民健康保険課からのお知らせ

## 1. 高額な外来診療を受ける国民健康保険被保険者の皆様へ

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証等を提示することにより、ひと月の医療機関等の窓口での支払いが一定の金額以上にはなりません。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分以上を窓口で支払う必要がなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局など
・70歳未満の方 ・70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください。	「認定証」を窓口にご提示ください。
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口にご提示ください。
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口にご提示ください。

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。  
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます。)

## 2. 国民健康保険の第三者行為の届出について

### ●交通事故や傷害事件などにあつたら・・・

交通事故や傷害事件など第三者(自分以外の人)が原因として治療を受けることになった場合でも、国民健康保険を使うことができます。ただし、仕事上の病気やケガ、犯罪行為や故意の事故、けんかや泥酔による病気やケガなどは、国民健康保険が使えないことがあります。第三者行為により国民健康保険を使用する場合は、必ず「第三者行為による被害届」を後志広域連合又はお住まいの町村の国保担当窓口へ提出してください。「第三者行為による被害届」は、それぞれの担当窓口にあります。

### ●示談の前に必ず相談を

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、その取り決めが優先して、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できないことがあります。その場合、医療費を返還していただくことがありますので、示談を行う場合は、事前に後志広域連合又はお住まいの町村の国保担当窓口にご相談ください。また、示談が成立している場合は、すみやかに示談書の写しを提出してください。

### ●届出に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑
- ・事故証明書(後日でも可)

お問い合わせ先：後志広域連合国民健康保険課

TEL 0136-55-8012